

諮問日：令和6年6月24日（令和6年度（情）諮問第4号）

答申日：令和7年3月5日（令和6年度（情）答申第31号）

件名：福岡地方裁判所における特定期間に労働審判員に対して行われた解任等の措置に関する文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「2023年1月～4月に福岡地裁所属の労働審判員に行われた解任、懲戒処分、指導上の措置、その他厳正な対処に関する文書全て。」の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が、決裁票（福岡地裁総第141号）の抜粋部分（以下「本件対象文書」という。）に係る情報の一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が令和6年4月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙記載の各不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）は、個人識別情報、公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報及び、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に当たらない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 福岡地方裁判所は、本件開示申出の内容について、「福岡地方裁判所所属の労働審判員に対して、2023（令和5）年1月から同年4月までの間に法令上の根拠に基づき、実際に行われた、解任に関する文書、懲戒処分に関する文

書、指導上の措置に関する文書、その他厳正な対処に関する文書全て」と整理して探索を行い、本件対象文書の一部を開示し、本件不開示部分を開示しなかった。

2 原判断のうち、苦情申出人が不開示情報に当たらないと主張する不開示部分について、不開示の理由は以下のとおりである。

(1) 文書1のうち①起案日及び②決裁日について

本件対象文書は、いずれも労働審判員の解任という、非常勤の裁判所職員の身分を喪失させる人事上の措置に関する文書であるところ、文書1のうち①及び②の記載は、上記人事上の措置を検討し又は実施した時期が分かる情報に当たる。当該情報が公にされると、これらに係る判断の経過や手続等が明らかになり、今後の人事管理に係る事務の適正な遂行や、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。したがって、①及び②の記載は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号ニに定める不開示情報に相当する。

(2) 文書2のうち③付議等した日付及び④「2結果」の黒塗り部分全てについて

文書2は、常置委員会議事録であり、③及び④の記載は、労働審判員の解任について了承がされた事務処理日を表すところ、(1)と同様、法5条6号ニに定める不開示情報に相当する。

(3) 文書3のうち⑤文書の作成日付及び⑥その他黒塗り部分全てについて

文書3は、文書2の別添である各委員の意見に関する文書であるところ、⑤の記載は、(2)と同様、事務処理日を表しており、法5条6号ニに定める不開示情報に相当する。⑥の黒塗り部分には、ファクシミリ番号、ファクシミリの送信日及び諮問事項の賛否が記載されているところ、ファクシミリ番号については、公にされることで職務に関係のないファクシミリを受信することによって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所の事務の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法５条６号に定める不開示情報に相当する。次に、ファクシミリの送信日については、(2)と同様、事務処理日を表しており、法５条６号ニに定める不開示情報に相当する。さらに、諮問事項の賛否は、人事上の措置を検討した過程であり、これらが公にされると今後の人事管理に係る事務の適正な遂行や、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法５条６号ニに定める不開示情報に相当する。なお、ファクシミリ番号及び諮問事項の賛否については、福岡地方裁判所が開示通知書に不開示理由の記載をしていないため、上記のとおり改めることが相当である。

(4) 文書４のうち⑦黒塗りした部分全てについて

文書４の⑦黒塗り部分には、特定の労働審判員の名簿番号、任命年月日、氏名、ふりがな、年齢及び勤務先が記載されているところ、いずれも法５条１号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イに掲げる情報に相当するとも認められない。

- ３ 苦情申出人は、これらの不開示部分が、個人識別情報、公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報、又は公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報には当たらない旨述べているが、不開示部分のそれぞれが不開示事由に該当する理由は上記のとおりである。

第５ 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和６年６月２４日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年１２月１３日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和７年２月２１日 審議

第６ 委員会の判断の理由

- 1 まず、文書1のうち起案日及び決裁日、文書2のうち付議等した日付及び「2 結果」の記載、文書3のうち文書の作成日付の各不開示部分には、見分の結果によれば、特定の日付がそれぞれ記載されているものと認められる。最高裁判所事務総長は、これらの記載は、解任という人事上の措置を検討し又は実施した時期が分かる情報に当たり、これが公にされると、これらに係る判断の経過や手続等が明らかになり、今後の人事管理に係る事務の適正な遂行や、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。確かに、各日付を公にすれば、事案の発生から解任の判断に至るまでの具体的な経過や手続が明らかになるものと認められる。そうすると、当該部分を公にすることにより、今後、同種の処分ないし措置に係る調査に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨の上記説明は、その合理性を否定することまではできない。したがって、上記不開示部分は、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する。
- 2 次に、文書3の不開示部分のうち文書の作成日付を除く部分には、見分の結果、ファクシミリ番号、ファクシミリの送信日及び諮問事項の賛否が記載されているものと認められる。ファクシミリ番号については、公にされることで職務に関係のないファクシミリを受信することによって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号に定める不開示情報に相当する。ファクシミリの送信日について、最高裁判所事務総長は、事務処理日を表していると説明しているところ、文書3の作成経緯に照らし、このとおり認めることができるから、上記1と同様に法5条6号ニに定める不開示情報に相当するといえる。さらに、諮問事項の賛否については、人事上の措置を決定するに至った内部検討過程であるといえ、これが公にされると今後の人事管理に係る事務の適正な遂行や、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、法5条6号ニに定める不開示情報に相当する。

- 3 さらに、文書4の不開示部分には、見分の結果、特定の労働審判員の名簿番号、任命年月日、氏名、ふりがな、年齢及び勤務先が記載されているものと認められる。これらはいずれも、記載それ自体により特定の個人を識別することができるか、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものといえ、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。また、同号ただし書イに相当する事情があるとも認められない。
- 4 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号、6号柱書き及び同号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕

別紙

- 1 福岡地裁総第141号の1枚目（以下「文書1」という。）のうち起案日及び
決裁日
- 2 福岡地裁総第141号の2枚目（以下「文書2」という。）のうち付議等した
日付及び「2結果」の黒塗り部分全て
- 3 福岡地裁総第141号の4枚目から10枚目まで（以下「文書3」という。）
のうち文書の作成日付及びその他黒塗り部分全て
- 4 福岡地裁総第141号の11枚目（以下「文書4」という。）のうち黒塗りし
た部分全て